

記者発表資料
平成19年1月19日
金沢区福祉保健課長
島田 富江 788-7811
健康福祉局医療安全課長
葛巻 丈二郎 671-3611
健康福祉局医療政策課長
赤岡 謙 671-2438

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

金沢区休日急患診療所における使用期限を過ぎた 医薬品の使用に対する立入調査について

社団法人金沢区三師会立休日救急診療所（金沢区休日急患診療所）に対し、医療法に基づき立入検査を実施しましたのでお知らせします。

※ 三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）

1 立入検査の概要（金沢区福祉保健課・健康福祉局医療安全課）

(1) 立入検査実施の経緯

平成19年1月16日(火)に、市民から、金沢区福祉保健センターと横浜市医療安全相談窓口にて「金沢区休日急患診療所で使用期限切れの医薬品（点滴薬：ソリタT1号）を使用された」との相談が寄せられました。

(2) 実施日時

平成19年1月18日(木) 14:30 から 16:30 まで

(3) 立入検査員

金沢区福祉保健課職員 3名、健康福祉局医療安全課職員 1名 計4名

(4) 施設側対応者

診療所長、事務長 計2名

(5) 調査内容

使用期限切れの医薬品を使用した経緯とともに、現状における期限切れ医薬品の有無及び医薬品の管理方法などについて、確認を行いました。

(6) 調査結果

事実関係を確認したところ、使用期限の切れた点滴薬が、薬品棚に保管されていたため、使用期限の確認を怠り患者に使用してしまったとのことです。

調査当日には、薬品棚に、使用期限切れの医薬品は、保管されていないことを確認しました。また、看護日誌には、医薬品の使用の記録はありましたが、医薬品ごとの管理台帳は作成されていないことを確認しました。

(7) 指導内容

今後は、医薬品ごとの管理台帳を作成し、購入数・使用数・使用期限の記録とともに、毎月末には全ての医薬品の在庫状況・使用期限を確認し、記録に残すことや、その管理についてのルールを明文化し、職員に周知徹底するよう指導しました。

2 休日急患診療所に対する緊急点検の実施（健康福祉局医療政策課）

各区の休日急患診療所に対し、使用期限切れの医薬品等の保管状況について、平成19年1月17日(水)に緊急点検をお願いしました。

1月18日(木)までに、全ての休日急患診療所において、使用期限を過ぎた医薬品等の保管はないとの回答を得ました。